

兵庫県における取組

1. 兵庫県の概況

兵庫県は、面積 8,396.13 平方キロメートルに約 559 万人の人口が住んでおり、人口密度は 1 平方キロメートル当たり 665.6 人と全国平均（343.4 人）の 2 倍近い数値となっている。全人口に占める 65 歳以上人口の割合は 23.1% と全国値の 23.0% とほぼ同程度である。平均年齢も 44.9 歳と全国平均（45.0 歳）並みとなっている。

兵庫県内の医療機関等の施設数は、病院が 349 施設（うち、一般病院 317 施設）、一般診療所が 4,951 施設（うち、有床診療所が 314 施設）、歯科診療所が 2,963 施設、薬局が 2,406 施設である¹¹。人口 10 万対施設数では、兵庫県における一般診療所の施設数は全国平均よりも多く、病院、歯科診療所、薬局は全国平均に近い。

兵庫県における医療機関・薬局数

	施設数					
	病院	（再掲） 一般病院	一般診療所	（再掲） 有床診療所	歯科診療所	薬局
兵庫県	349	317	4,951	314	2,963	2,406
全 国	8,670	7,587	99,824	10,620	68,384	53,001
	人口 10 万対施設数					
	病院	（再掲） 一般病院	一般診療所	（再掲） 有床診療所	歯科診療所	薬局
兵庫県	62	5.7	75.1	8.6	42.6	43.1
全 国	68	5.9	78.0	8.3	53.4	42.2

（出所）厚生労働省『平成 22 年医療施設（動態）調査・病院報告』、厚生労働省『平成 22 年度衛生行政報告例』より作成。

兵庫県における、平成 20 年度の人口 1 人当たり国民医療費は 279.7 千円である（厚生労働省『平成 20 年度国民医療費』¹²）。

¹¹ 面積、人口、人口密度、65 歳以上人口割合は総務省『平成 22 年国勢調査』（平成 22 年 10 月 1 日現在）、病院・一般診療所・歯科診療所の施設数は厚生労働省『平成 22 年医療施設（動態）調査・病院報告』（平成 22 年 10 月 1 日現在）、薬局数は厚生労働省『平成 22 年度衛生行政報告例』（平成 22 年 10 月 1 日現在）による。

¹² 全国平均は 272.6 千円。厚生労働省保険局『平成 21 年度後期高齢者医療事業年報』によると、平成 21 年度の後期高齢者 1 人当たり医療費は全国平均が 882,118 円、兵庫県が 914,737 円（全国 17 位）である。

2. 兵庫県における事例の紹介

兵庫県は高齢化率や平均寿命、人口 10 万人対施設数など、全国平均に近接している。また、1 人当たり医療費においても全国平均に近い数値となっている。医薬分業について処方せん受取率をみると同県は 61.5% で全国平均（63.1%）と近く、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）も平成 21 年度が 19.0%（全国平均 19.0%）、平成 22 年度が 22.5%（全国平均 22.4%）と全国平均とほぼ同程度となっている。

兵庫県では、平成 20 年 9 月よりジェネリック医薬品の安心使用策についての検討を開始し、『後発医薬品の安心使用促進方策』をとりまとめた。また、『後発医薬品の安心使用促進における実施計画』を作成し、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間における年度目標とその達成に向けた取組の実施計画を具体化している。その一環として、県では『ジェネリック医薬品適正使用協議会』を設置・運営している。協議会のメンバーは、当初は、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院薬剤師会、県医薬品卸業協会、保険者、婦人会の代表者であったが、議論が深まるのに伴い、メンバーも拡大している。

同県では、①診療所・薬局・卸・メーカー・県民を対象にしたアンケート調査の実施（現状と課題の分析）、②薬剤師向けのリーフレット作成・配布、③薬剤師向けの研修会の開催、④県民・患者への普及啓発のための「お薬手帳のしおり」作成・配布など、数々の取組を実施している。特に、後発医薬品採用ノウハウ普及事業として、ジェネリック医薬品の採用基準に関する調査とその結果の公表や、ジェネリック医薬品の使用品目リストの作成などに取り組んでいる。また、県薬剤師会も会員を対象にしたアンケート調査（処方箋調査報告）による現状分析と対応策の検討を始め、ジェネリック医薬品使用促進のための薬剤師向けの研修や資材（ポスターや卓上プレートなど）の作成・配布など、積極的な取組を行っている。

ここでは、①協議会の設置・運営者である兵庫県健康福祉部健康局薬務課、②ジェネリック医薬品使用促進に向けた取組を行っている社団法人兵庫県薬剤師会、③ジェネリック医薬品使用促進に取り組んでいる赤穂市民病院、④保険薬局であるつばめ薬局に、それぞれインタビューした結果をまとめた。

【都道府県】兵庫県

1. 兵庫県におけるジェネリック医薬品に関する基本方針

(1) 基本方針と実施計画

①検討開始から

兵庫県では、平成19年10月に厚生労働省が公表した『後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム』を受けて、県としてどのように取り組んでいくべきか検討に入った。当時、ジェネリック医薬品については、品質確保や情報提供体制、安定供給に関する問題等が指摘されており、同県でも医療関係者等が安心してジェネリック医薬品を使用できる環境整備が求められていた。

そこで、兵庫県では、平成20年9月に県の薬事審議会に「兵庫県における後発医薬品の安心使用促進」について諮問し、ワーキンググループを設置し県の安心使用促進策についての検討を行った。平成21年10月の薬事審議会の答申を受けて、平成23年3月に「後発医薬品の安心使用促進方策」を策定した。また、そのための具体的な実施計画として「後発医薬品の安心使用促進実施計画」（以下、「実施計画」とする）を策定した。（次頁概要を参照）。

なお、ここで設置されたワーキンググループが現在の協議会「ジェネリック医薬品適正使用協議会」の前身となっている。

②「後発医薬品の安心使用促進実施計画」の概要

兵庫県におけるジェネリック医薬品の使用促進は、実施計画に沿って進められている。実施計画は、国の目標に沿って、「平成24年度までにジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）30%以上」を達成するために、平成22年度から平成24年度までにどのような取組を行うか、具体的に定めているものである。

実施計画では、重点目標として、平成22年度は、県民・患者への普及啓発や、調剤に従事する薬剤師に対しての啓発研修を行い、平成23年度は処方する者（医師）、平成24年度は医療保険に関わる者（保険者ほか）の啓発に力を入れる予定となっている。しかし、平成23年度事業については、県民・患者への普及啓発をもっと行うべきではないかという協議会での意見があったため、県民・患者への普及啓発活動が中心的な取組となっている。

医師に対しては、平成23年・24年度の2年間で兵庫県医師会が開催している社会保険地区別医療懇談会の場でジェネリック医薬品の承認制度、製造販売等に関する許可制度等、有効性、安全性に関する説明を重点的に行うこととしている。

兵庫県における「後発医薬品の安心使用促進における実施計画 概要版」

項 目	事業主体	対象	22年度	23年度	24年度	参考(21年度)
設定目標	数値目標 数量シェア 30%以上		(目標値) 平成22年 24%	(目標値) 平成23年 28%	(目標値) 平成24年 30%	平成19年 20.2% 平成20年 21.4% 平成21年 21.8%
	重点目標		県民・患者への普及啓発 調剤に従事する薬剤師 を対象に啓発	処方する者を対象に啓発	医療保険に関わる者 を対象に啓発	県民・患者への普及 啓発
状況把握	使用状況調査	県 卸	県内1次卸業者の販売(流通) 量の集計値	県民意識調査を実施	県民意識調査を実施結果 から、平成20年度意識調査 と比較検証	県内1次卸業者 (7社)の販売(流通) 量の集計値 (H19～)
推進体制	実施協議会	県 医師 薬剤師 使用者 保険者 等	(実施計画の円滑な推進) 実施協議会の設置・運営	実施協議会の運営		
柱Ⅰ 医師、 歯科医師 及び 薬剤師が 理解を 深める ための 情報提供	(施策1) 医療機関向けリーフレット	県 医歯薬	国(行政)の最新情報の提供 リーフレット等の作成配布 (3師会と調整) (配布対象:薬剤師)	国(行政)の最新情報の提供 リーフレット等の作成配布 (3師会と調整) (配布対象:医師・歯科医師)	国(行政)の最新情報の提供 リーフレット等の作成配布 (3師会と調整) (配布対象:医療保険に 関わる者)	
	(施策2) 医師、歯科医師及び薬剤師 向けの研修会	県 医歯薬等	調剤に従事する薬剤師を対象	医師・歯科医師を対象	医療保険に関わる者を対象	
	(施策3) 採用基準の収集・情報提供	県 医歯薬	1箇所の保健医療圏域内の地 域中核病院等から採用基準を 収集し、他の医療機関へ情報 提供する。	2箇所の保健医療圏域内の地 域中核病院等から採用基準を 収集し、他の医療機関へ情報 提供する。	3箇所の保健医療圏域内の地 域中核病院等から採用基準を 収集し、他の医療機関へ情報 提供する。	
柱Ⅱ 医師、 歯科医師 及び 薬剤師が 選択する ための 情報提供	(施策4) 採用リストの作成・活用	県 医歯薬卸	採用実績・使用実績・供給 体制の収集・共有・活用 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・ 分析事業」への参加登録 の推奨	「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・ 分析事業」への参加登録 の推奨	「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・ 分析事業」への参加登録 の推奨	
	(施策5) 医薬品製造販売業者による 情報発信	県内 メーカー 医歯薬	(同じ点・異なる点について) 薬効群ごと等の選択に資する 情報の提供	前年度より薬効群の追加	前年度より薬効群の追加	
柱Ⅲ 県民・患者 への 普及啓発	(施策6) 県民への普及啓発	県 県民 関係団体 各市町	全戸配布紙「県民だより兵庫」 や ホームページの活用 啓発資料の作成配布 本実施計画に基づく協力依頼	左記に加え、 「ニュー兵庫」の活用	左記に加え、 「ひょうご自治」の活用	冊子(方策)の作成 配布
	(施策7) 医療費差額通知の実施	県 保険者 (市町等)	保険者の実施準備の推進	保険者の実施	保険者の実施の検証	
	(施策8) 患者向け啓発資料の 作成・配布	県 患者	患者目録の啓発資料の作成・ 配布(選択の機会の周知) (掲示場所は、医療機関)			
柱Ⅳ 相談体制 の構築	(施策9) 啓発資料の掲示	三師会 医歯薬	患者目録の啓発資料の掲示・ 啓発			
	(施策10) 患者希望の有無の確認	三師会 患者	「お薬手帳」の改訂版の発行 予定	「問診票の確認項目追加 作成・例示提案」 「薬歴・診療記録の確認項目 追加作成・例示提案」	「問診票の改訂・実施」 「薬歴・診療記録の改訂・実 施」	【県薬剤師会へ委託】 「お薬手帳」の追加項 目作成配布
	(施策11) 薬局窓口での後発医薬品 説明体制の確立	薬剤師 会 (病院薬 剤師会) 薬		差額提示や特徴等の情報提 供の開発・運用 (薬剤情報の活用等) 既実施項目の検証	差額提示や特徴等の情報 提供の実施	

(用語説明 医:医師 歯:歯科医師 薬:薬剤師 卸:卸業者 三師会:県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会)

(出所) 兵庫県「後発医薬品の安心使用促進実施計画」平成22年3月

(2) 兵庫県におけるジェネリック医薬品の使用状況等

目標に向けた進捗状況を把握するためには、兵庫県における数量ベースでのジェネリック医薬品使用割合を計測できるようにする必要がある。同県では、この計測方法について工夫を要した。

ワーキンググループでの議論なども踏まえ、同県では、県内の一次医薬品卸売業7社から各年10月1か月間の販売数量に占めるジェネリック医薬品の販売数量の割合を報告してもらうこととした。つまり、販売量を使用量と見立てた推計方法である。この方法で同県のジェネリック医薬品使用割合を算出したところ、国よりも若干高い水準で推移していることがわかった。同県では、平成22年に24%、平成23年に28%、平成24年に30%と各年の数値目標を立てているが、実績値は平成22年度が22.8%、平成23年度が23.2%であった。実施計画よりも進捗が遅れた結果となっている。詳細をみると、注射薬や外用薬では順調に割合が伸びているが、内服薬では使用割合が伸びていない。こうしたことから、今後は、特に内服薬についてどのようにジェネリック医薬品への切替を進めていくのが課題となっている。変更可能な処方せんであっても、薬局では患者が多くて患者1人1人にジェネリック医薬品についての丁寧な説明をしている時間がない、説明をしても患者がジェネリック医薬品への変更を拒否する、といった実態も県では把握している。こうしたことから、県としては、目標の達成に向けて複合的な対策を採ることが必要といった認識を持っている。

兵庫県におけるジェネリック医薬品の数量シェア

数量シェア(%)					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
全国(全医薬品)	18.7	-	20.2	-	22.8
兵庫県(全医薬品)	20.2	21.4	21.8	22.8	23.2
兵庫県(内服薬)	20.1	21.4	21.9	21.7	22.1
兵庫県(注射薬)	23.2	23.9	26.9	29.2	30.8
兵庫県(外用薬)	20.4	21.2	21	28.6	29.5

(出所) 兵庫県 第70回薬事審議会資料 より

2. ジェネリック医薬品適正使用協議会

(1) 設置の背景と経緯

兵庫県では、前述の通り、平成20年9月に後発医薬品安心使用促進ワーキンググループが設置されたが、これが現在の協議会の前身となっている。

同県における協議会の正式名称は平成22年度までは「後発医薬品安心使用促進実施協議会」であったが、平成23年度からは、学識経験者を加え、更に保険者団体から2名、消費者の代表として県消費者団体連絡協議会と県老人クラブ連合会からそれぞれ1名増員し、「ジェネリック医薬品適正使用協議会(以下、「協議会」とする)」に改められた。「後発医薬品」ではなく「ジェネリック医薬品」の方が印象がよいことや、「使用促進」ではなく、薬務課が中心となって事業を行うからには「適正使用」であろうということになり、協議会の名称が変更となった。

(2) メンバーと協議会開催実績

協議会のメンバーは、当初は、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院薬剤師会、県医薬品卸業協会、保険者、婦人会の代表者であったが、議論が深まるのに伴い、メンバーも拡大している。具体的には、県民・患者への意識啓発が最重要課題であるという意見に基づき、老人クラブなどの代表者も新たにメンバーに加わっている。同県としては、ジェネリック医薬品の使用促進が医療費削減に寄与することを踏まえれば、特に保険者に積極的な取組を期待したいと考えている。なお、協議会には、兵庫県の関係課（医療保険課や病院局）にも参加してもらい、情報・施策の共有化を図っている。事務局は薬務課が担当している。

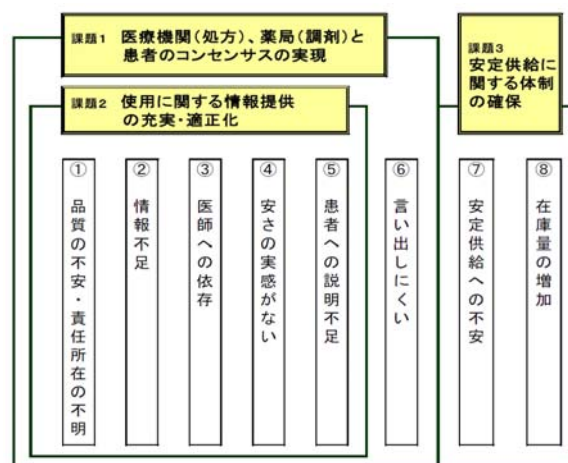
協議会は年に2回の開催となっている。平成23年度は、8月に第1回協議会、平成24年1月に第2回協議会が開催された。第1回協議会では、昨年度までの自主事業と今年度の事業計画や問題点について情報共有や議論が行われた。第2回協議会は、ジェネリック医薬品の使用状況と今年度事業の実施状況、国の動向などに係る情報共有、来年度事業の検討などが主である。

3. ジェネリック医薬品使用促進のための取組

(1) 取組の指針

兵庫県におけるジェネリック医薬品使用促進のための取組については、前述のとおり、実施計画がその指針となっている。この実施計画策定に際しては、平成20年12月から平成21年1月にかけて、「県民調査」（有効回答1,981人）、「診療所調査」（有効回答1,712人）、「薬局調査」（有効回答1,823人）、「メーカー調査」（有効回答20社）、「卸調査」（有効回答5社）を実施している。それらの結果解析から、3つの「課題」と8つの「使用が進まない要因」を把握した。

ジェネリック医薬品の使用が進まない要因と課題



(出所) 兵庫県「後発医薬品の安心使用促進方策」

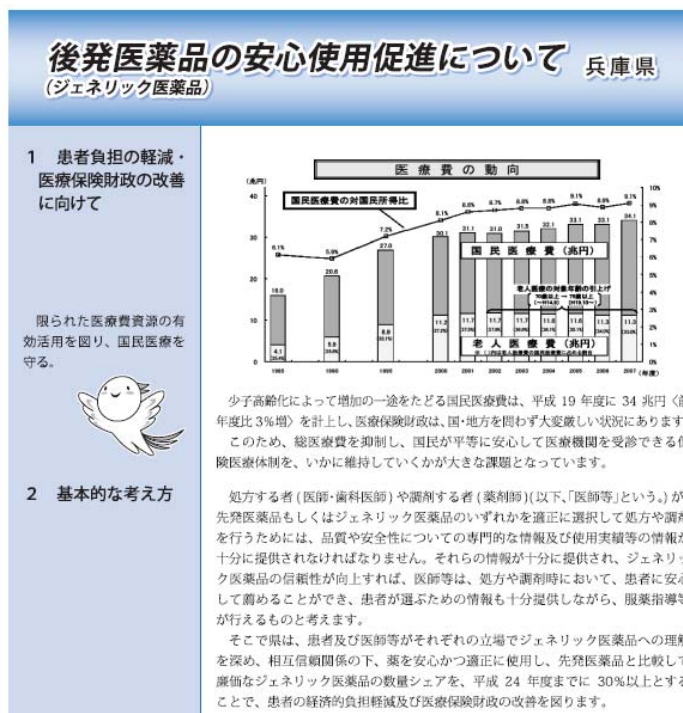
(2) 平成 22 年度の取組について

実施計画に基づいて、平成 22 年度には主に①薬剤師向けリーフレットの作成配布・薬剤師向け研修会の開催、②ジェネリック医薬品の採用基準の収集及び公表、③ジェネリック医薬品の使用品目リストの収集及び公表、④県民・患者への普及啓発といった取組を実施した。

①薬剤師向けリーフレットの作成配布・薬剤師向け研修会の開催

平成 22 年度は、重点目標として、特に薬剤師向けの普及啓発に力を入れた取組を実施した。その一環として、薬剤師向けのリーフレットを作成し、これを薬剤師に配布した。リーフレットの配布先は県内の医療機関・薬局等で、配布部数は約 6,000 部であった。このリーフレットは、医療費のマクロ的な動向やジェネリック医薬品の安心使用促進についての県の基本的な考え方、目標、国の取組、ジェネリック医薬品に関する各種情報提供サイトなどを紹介した内容となっている。薬剤師がジェネリック医薬品使用を進めていく上で必要な基礎情報やなぜ進めるのかといった背景をコンパクトにまとめている。

薬剤師向けリーフレット（表紙）



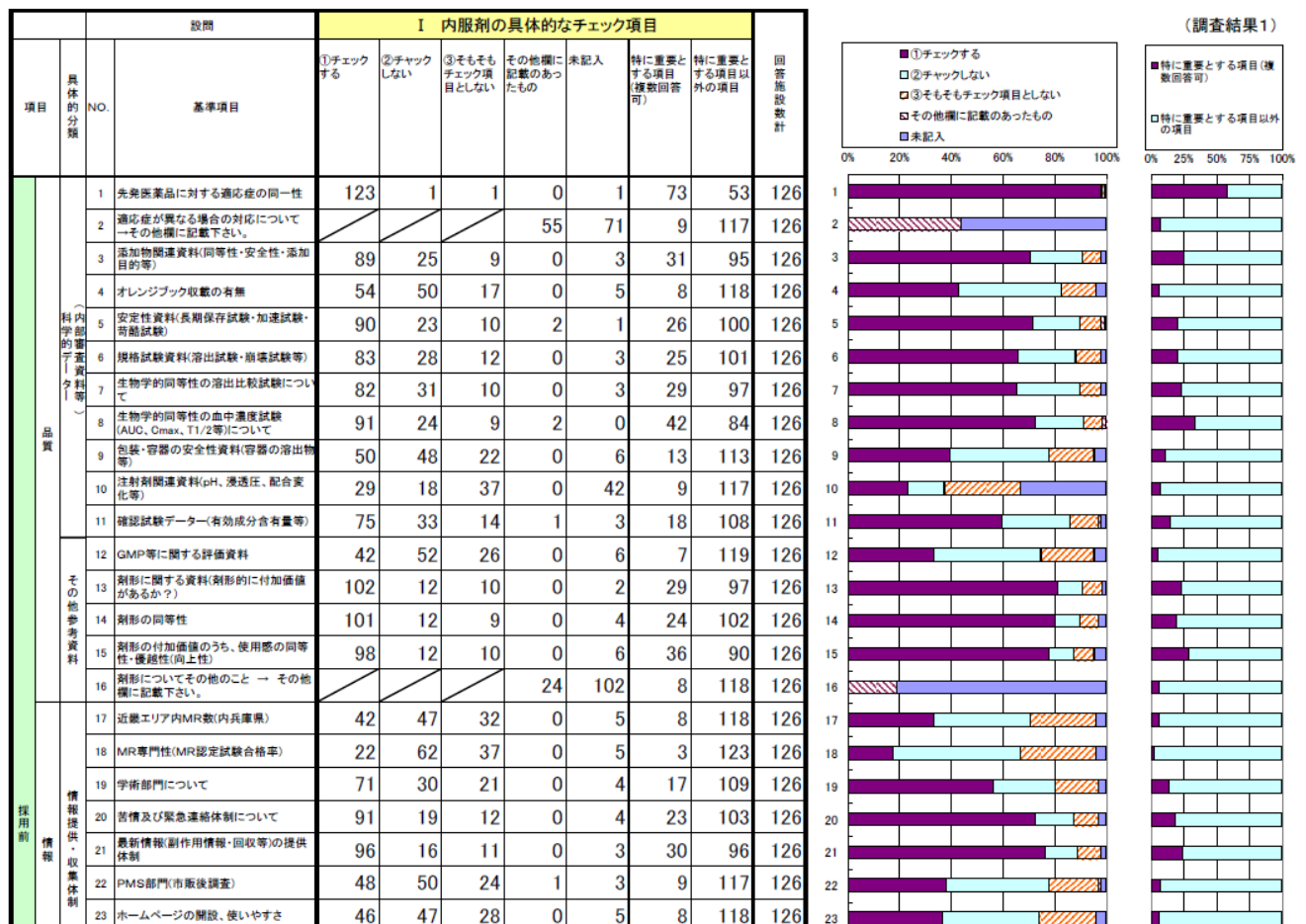
(出所) 兵庫県ホームページ

また、薬剤師に対しては研修会も開催しており、ジェネリック医薬品の使用促進の意義や兵庫県の現状、使用促進のための取組事例などを紹介した。平成22年度は2回の開催で、延べ 1,153 名が参加した。

②ジェネリック医薬品の採用基準の収集及び公表

協議会では、「どのようにジェネリック医薬品を採用してよいかわからないのでジェネリック医薬品の採用基準に関する情報を収集してほしい」という意見が挙げられた。そこで、県内の病院を対象にジェネリック医薬品の採用基準についての調査を実施した。具体的には、採用基準項目ごとに、それを自院で採用基準としているかどうかをたずねた。病院 349 施設を対象にアンケートを配布し、138 施設から有効回答を得た。県ではこの結果を県のホームページに掲載している。これにより、どの採用基準が多くの病院で用いられているかが一覧できるようになっている。医薬品メーカーや卸業者からも、兵庫県においてジェネリック医薬品がどういう基準で採用されているのかわかりやすいと評価の声が聞かれた。

ジェネリック医薬品の採用基準調査結果の一部



(出所) 兵庫県ホームページ

③ジェネリック医薬品の使用品目リストの収集及び公表

協議会では、前述の採用基準の他に、実際に病院や薬局で使用しているジェネリック医薬品の品目についてもリストを作成している。この調査対象は病院 349 施設及び保険薬局

2,321 施設であり、回答施設は病院が 138 施設（回収率 39.5%）、保険薬局が 1,572 施設（回収率 67.7%）であった。この結果も兵庫県ホームページに掲載している。

リストでは、有効成分名・薬効分類別に先発医薬品名とそれに対応したジェネリック医薬品名を掲載している。対象は薬価収載されている全医薬品であり、メーカー名、規格、薬価とともに、そのジェネリック医薬品を採用している病院と薬局の施設数を掲載している。

ジェネリック医薬品の使用品目リスト（改訂版、一部掲載）

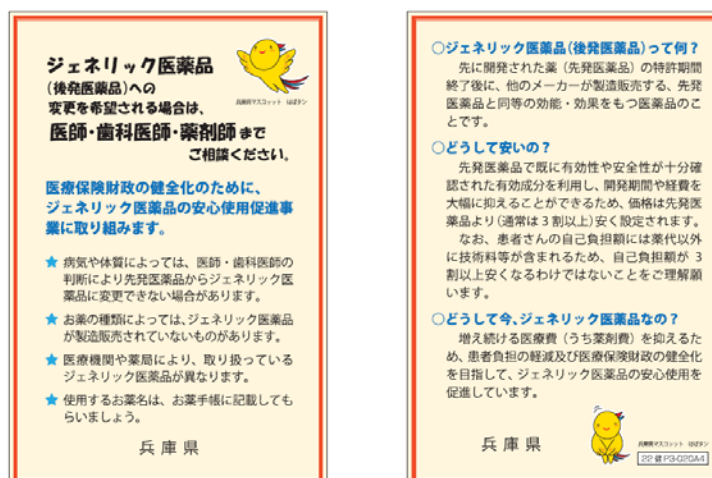
有効成分名	薬効分類	先発品名	メーカー名	規格	薬価	後発品名	メーカー名	規格	薬価	医薬品コード	H22.10使用実績
アカルボース	糖尿病用剤	グルコバイOD錠50mg	バイエル薬品	50mg1錠	25.43	アカルボースOD錠50mgタイロ	大洋薬品工業	50mg1錠	17.90	384900373029	8
		グルコバイOD錠100mg	バイエル薬品	100mg1錠	45.00	アカルボースOD錠50mgマイラ	マイラン製薬	50mg1錠	17.90	384900373048	2
		グルコバイ錠50mg	バイエル薬品	50mg1錠	25.40	アカルボースOD錠100mgタイロ	大洋薬品工業	100mg1錠	31.60	384900374029	6
		グルコバイ錠100mg	バイエル薬品	100mg1錠	45.00	アカルボース錠50mgBMD	ビオメディクス	50mg1錠	17.00	384900371042	2
						アカルボース錠50mgJG	日本ジェネリック	50mg1錠	17.00	384900371050	11
						アカルボース錠50mgNS	山形製薬(山形)	50mg1錠	17.00	384900371059	2
						アカルボース錠50mgYD	藤達堂	50mg1錠	15.30	384900371077	3
						アカルボース錠50mgサワイ	沢井製薬	50mg1錠	17.50	384900371093	8
						アカルボース錠50mgタイロ	大洋薬品工業	50mg1錠	17.90	384900371034	43
						アカルボース錠50mgマイラン	マイラン製薬	50mg1錠	17.50	384900371107	2
						アカルボース錠50mg日工	日工	50mg1錠	17.00	384900371088	11
						アカルボース錠100mgBMD	ビオメディクス	100mg1錠	28.30	384900372046	4
						アカルボース錠100mgJG	日本ジェネリック	100mg1錠	31.60	384900372057	17
						アカルボース錠100mgNS	山形製薬(山形)	100mg1錠	29.10	384900372065	5
						アカルボース錠100mgYD	藤達堂	100mg1錠	27.10	384900372073	4
						アカルボース錠100mgサワイ	沢井製薬	100mg1錠	30.90	384900372090	21
						アカルボース錠100mgタイロ	大洋薬品工業	100mg1錠	31.60	384900372030	98
						アカルボース錠100mgマイラン	マイラン製薬	100mg1錠	30.90	384900372100	4
						アカルボース錠100mg日工	日工	100mg1錠	30.20	384900372087	27
アクタリット	解熱鎮痛消炎剤	オナール錠100mg	日本新薬	100mg1錠	79.40	アクタリット錠100mgTCK	藤田化学	100mg1錠	42.10	114603711049	16
		オナール錠100mg	田辺三菱製薬	100mg1錠	80.00	アクタリット錠100mgTOA	青原薬品	100mg1錠	34.30	114603711057	1
						アクタリット錠100mgサワイ	メディサ新薬	100mg1錠	47.80	114603711089	13
						アクタリット錠100mgタイロ	大洋薬品工業	100mg1錠	38.70	114603711073	5
						アクタリット錠100mgTCK	藤田化学	100mg1錠	42.10	114603711048	16
						アクタリット錠100mgTOA	青原薬品	100mg1錠	34.30	114603711087	1
						アクタリット錠100mgサワイ	メディサ新薬	100mg1錠	47.80	114603711089	13
						アクタリット錠100mgタイロ	大洋薬品工業	100mg1錠	38.70	114603711073	5

(出所) 兵庫県ホームページ

④県民・患者への普及啓発：「ジェネリック医薬品のしおり」・「机上プレート」作成配布

県では実施計画の中で、県民・患者への普及啓発が重要であると記載している。平成22年度には、県民・患者への普及啓発事業の一環として、「ジェネリック医薬品のしおり」を作成した。平成22年11月に48,000部、平成23年3年に560,000部配布した。

ジェネリック医薬品のしおり（両面）



(出所) 兵庫県ホームページ

また、患者がジェネリック医薬品について相談しやすいように「机上プレート」を作成した。配布先は、病院や薬局、一般診療所、歯科診療所であり、約 12,000 個を配布した。

(3) 平成 23 年度の取組について

平成 23 年度は、平成 22 年度の各種取組の状況を受けて、更なる普及促進活動に注力している。

①各種ツール・結果の改訂など

県では前述の「ジェネリック医薬品の使用品目リスト」の改訂を行っている。平成 24 年 2 月からはリストに掲載された医薬品についてハイパーリンクを設定し、添付文書を閲覧できるように改良がなされている。

平成 22 年度に作成した県民向けリーフレットについては、ジェネリック医薬品の説明があまり記載されていないため、平成 23 年度については、県民・患者にジェネリック医薬品を正しく理解してもらうために、ジェネリック医薬品の説明に特化したリーフレットを 15 万部作成し、薬局及び送付希望のあった県内各市町国民健康保険担当課に送付した。

②医師・歯科医師が理解を深めるための情報提供

平成 23 年度は、医師に対しては社会保険地区別医療懇談会で、歯科医師に対しては兵庫県歯科医師会郡市区医療管理担当者会議でジェネリック医薬品に関する説明を実施した。結果的に 10 箇所計 1,817 人の医療関係者が参加している。

4. ジェネリック医薬品使用促進に関する今後の課題等

(1) 今後の課題

平成 22 年度来、県の実施計画に基づいて様々な取組を行っているが、取組による効果が明確ではないことが課題となっている。県としては、今後の事業推進に際して、効果的な取組か否かを見極めながら事業を推進していきたいと考えている。目標達成に向けて、ジェネリック医薬品使用を積極的に進めていくためには、各関係者の立場に立った施策のあり方を検討する必要がある。例えば、無差別にジェネリック医薬品の使用促進を進めてしまうと、卸業者は多大なコストがかかってしまう。実際、卸業者の団体からは、在庫が増えて困っているという意見が挙げられている。

また、県としては、中期的な戦略が策定できるよう、ジェネリック医薬品使用促進のための事業予算確保が課題となっている。

(2) 今後の取組

平成24年度以降の事業としては、これまでの事業経緯や協議会での検討結果を踏まえて、以下のような取組を予定している。

①ジェネリック医薬品から先発医薬品に戻った事例の調査と科学的検証

ジェネリック医薬品から先発医薬品に戻った事例が生じている。このようなケースが多く発生すれば、ジェネリック医薬品使用促進の動きが止まってしまう。そこで、県では、保険薬局を対象に、このような事例がどれくらいあったかを調査し分析したいと考えている。先発医薬品に戻ったジェネリック医薬品については、兵庫県立健康生活科学研究所において溶出試験等を実施する予定である。県としては、県内の医療関係者が必要と考えるものについては、ジェネリック医薬品の品質確認を行い情報発信することで、安心して使用できるようにしたいと考えている。

②更なる普及啓発活動の実施

県民に向けたリーフレットの増刷・配布、出前講座の実施を行っていく予定である。出前講座では、各種団体等の会議を活用してジェネリック医薬品に対する正しい知識の普及を図る。また、県内の老人大学などで薬全般に関する講義を行っていく予定である。

【薬剤師会】 社団法人兵庫県薬剤師会

1. プロフィール

社団法人兵庫県薬剤師会（以下、「同会」とする）は、明治23年に結成された。会員数は約6,700名である。保険薬局数は約2,250軒となっている。

同会は県内に15の支部を有しており、支部単位での保険講習会を年に2～3回実施している。保険講習会は、パート・アルバイト社員も含めて年1回の参加を求めている。県内の薬剤師への普及啓発等は、この講習会を利用するのが効果的であるという。ジェネリック医薬品の普及促進についても、本講習会を活用し各種ツールを使って普及啓発を行っている。

2. ジェネリック医薬品使用促進のための取組

（1）ジェネリック医薬品に関する意識調査

平成20年度に、兵庫県が県内の薬局や医師、県民に対して、ジェネリック医薬品に関する意識調査を行った。同会ではこの結果を活用して、薬局における問題点を整理しその対策を検討した。これが同会のジェネリック医薬品使用促進活動の出発点となっている。

後発医薬品の意識調査実施概要（平成20年度実施）

< 県民調査の調査概要 > 実施時期：平成20年12月から平成21年1月 実施方法：兵庫県連合婦人会の協力を得て実施 調査対象：一般県民 2,000 人 回答者：1,981 人（回収率：99.1%）
< 診療所調査の調査概要 > 実施時期：平成20年12月から平成21年1月 実施方法：兵庫県医師会の協力を得て実施 調査対象：診療所の開設者である医師 4,156 人 回答者：1,712 人（回収率：41.2%）
< 薬局調査の調査概要 > 実施時期：平成21年1月 実施方法：兵庫県薬剤師会の協力を得て実施 調査対象：調剤薬局の管理薬剤師 2,176 人 回答者：1,823 人（回収率：83.8%）

（出所） 兵庫県薬剤師会

当該調査結果で明らかになった問題点は以下の通りである。

薬局におけるジェネリック医薬品普及に関する問題点等（意識調査結果より）

< 県民の意識調査より >

- 「後発医薬品を聞いたことがある人（71.1%）のうち、（66.4%）の人が「後発医薬品の意味を知っている」と答えたが、その後発医薬品についての情報源は圧倒的に“テレビ64%”であり、“薬剤師9.2%”、“医師7.8%”と医師、薬剤師は患者に対して後発医薬品の啓発を行っていない。
- 使用経験者が後発医薬品の希望を申し出るケースは、医師に対して申し出る（4.1%）、あるいは薬剤師に対して申し出る（2.5%）と非常に低率であった。申し出た場合、後発医薬品そのものが存在していないという理由を除くと、患者が希望に沿って医師・薬剤師から処方・調剤してもらえた割合は約8割となっている。すなわち、患者の意向（希望）が高く尊重されている。診療所の意識調査や薬局の意識調査からも同様の結果が読み取れる。
- 発言しにくいという患者は、薬の相談について、医師（50.9%）もしくは薬剤師（50.7%）から話しかけて欲しいと全体の約半数の人が希望している。受診の際に、発言以外の方法、例えば問診票などで聞き取りを希望する人が約4割を占めた。

< 薬局への意識調査結果より >

- 政府の後発医薬品使用促進策を十分に認識している管理薬剤師は全体の80%であったが、逆に言えば20%（約360名）の管理薬剤師が認識を持っていなかった。これが一般の薬剤師（パート薬剤師も含む）にもなればもっと認識は低いと思われる。
- 後発医薬品への変更が可能な処方せんを受け付けたにもかかわらず患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない割合が平均で約65%（日本薬剤師会調査）もあり、これは保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則違反になり、重大な問題である。
- 最近では特に被保険者に対する普及啓発等が強化され、患者が「ジェネリック医薬品希望カード」を病院（医院）・保険薬局に持参するケースが急増しているので、適切に対応することが求められる。

（出所） 社団法人兵庫県薬剤師会資料より一部改編

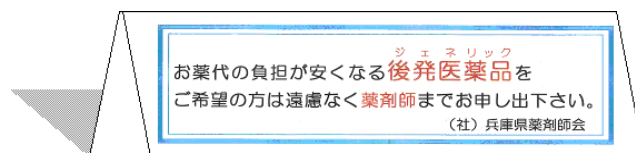
（2）ジェネリック医薬品の使用促進に向けた具体的な取組と効果

①費用対効果に優れた卓上プレート

同会では、アンケート結果の中で、ジェネリック医薬品への変更が可能であるにもかかわらず、説明を適切に行っていないケースを特に問題視し、薬剤師が患者に説明するためのツールを作成した。これは、ジェネリック医薬品使用促進に取り組もうという意識を薬剤師に醸成しようという狙いもある。

同会ではジェネリック医薬品に関するポスターを作成し、会員薬局に配布した。会員薬局には店舗にポスターを掲示するよう周知も行った。この他、同会では「お薬代の負担が安くなる後発医薬品(ジェネリック)をご希望の方は遠慮なく薬剤師までお申し出下さい。」と記載した卓上プレートを作成した。この卓上プレートのイメージは、下記の図のとおりである。縦6センチメートル、横18センチメートルの三角のプラスチックに印刷した紙を差し込んだものである。これを薬局の受付カウンターに置くことで、ジェネリック医薬品に関心を持つ患者が薬剤師に相談しやすいようにすることを狙ったものである。薬局が混んでいる時に、薬剤師が全ての患者1人1人にジェネリック医薬品の説明をすることは現実的には難しく患者によっては敬遠するため、少なくとも関心がある患者だけでも説明できるようにしておきたいという同会の考えからできたものである。非常に安価で、大きな効果を発揮した普及ツールといえる。

卓上プレートのイメージ



(出所) 兵庫県薬剤師会提供資料をもとに作成

②薬剤服用歴管理指導記録、お薬説明書での告知

患者の中にはジェネリック医薬品に全く関心がなく、薬剤師が説明すると嫌がる人もいます。そこで、同会では、平成21年より薬剤服用歴管理指導記録にジェネリック医薬品使用の希望欄を追加し、こういった患者に何度も尋ねることがないように工夫した。クレームやトラブル防止の措置ともなっている。

同じく平成21年より写真付きのお薬説明書についても、薬の効能や注意事項に加え、「この医薬品には後発医薬品があります。お薬代の負担が少しでも安くなる後発医薬品をご希望の方は遠慮なく薬剤師までお申し出下さいませ。」の文章を印字することを会員に提案している。

③「おくすり手帳」作成の工夫

兵庫県の三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)で「おくすり手帳」を作成している。作成費用は一冊10円程度であり、100万部を印刷して、既に83万部程が配布済みとなっている。このうち、子供用が20万部である。この「おくすり手帳」は院内投薬についても活用されており、県民に広く浸透している。

「おくすり手帳」の活用を根付かせるために、いくつかの工夫を行っている。例えば休日夜間急患センターなど地域の医療機関の電話番号や診療時間も掲載している。こうした

情報は患者にとっても便利であるため、医療機関受診に際して「おくすり手帳」を携行する人が多くなる。また、「おくすり手帳」の中にはお薬豆知識として各種情報提供を行っている。その中で、「後発医薬品（ジェネリック）って何？」というページを設け、クイズ形式で一般的な疑問に回答を記載している。これによって、患者にジェネリック医薬品に関心を持つきっかけづくりと簡単な普及啓発を行っている。また、平成24年3月には、医師会、歯科医師会、薬剤師会連名の「おくすり手帳」ポスターを作成し県民への啓蒙を行っている。

④差額通知を活用したジェネリック医薬品使用促進

兵庫県後期高齢者医療広域連合によれば、平成24年4月の保険料改定を目前に控え、今後、後期高齢者への差額通知を行っていく予定となっている。同会としては、この差額通知のタイミングに合わせて、薬局で高齢者にジェネリック医薬品についての説明や希望を聞くことが有効ではないかと考えている。今までの経験上、特に高齢者の場合、薬局のカウンターでいきなり説明をしてもジェネリック医薬品の切替に同意することはあまりないが、差額通知のような予告があった場合は、切替に同意してくれることが多いとのことである。同会ではそのタイミングを有効に使うべきと考えている。高齢者は慢性疾患で医薬品を使用する人も多く、費用全体で見ればジェネリック医薬品への切替効果が極めて高い。差額通知の発信については、保険者等関係機関との連携により、事前に情報がもたらされ、患者への説明方法などと合わせて会員薬局に周知している。

⑤研修会の実施

兵庫県における「後発医薬品の安心使用促進実施計画」に基づいて、平成22年度には、県に協力する形で、薬剤師を対象に同会が研修会を実施した。薬剤師に対してジェネリック医薬品の使用促進の意義について訴えかけ、兵庫県の実態、使用促進のための取組事例などを紹介して普及に努めた。年に2回開催し、延べ1,153名が参加した。

薬剤師向け研修会の開催結果

	第 1 回	第 2 回
日時	平成 22 年 9 月 25 日（土） 14 時から 17 時 40 分	平成 22 年 10 月 2 日（土） 14 時 30 分から 18 時 10 分
場所	神戸市 （西山記念会館 大ホール）	姫路市 （姫路市文化センター小ホール）
参加人数	7 0 8 名	4 4 5 名
内容	1 講演 (1)「後発医薬品安心使用促進の状況及び今後の展望」(60 分) (9/25) 厚生労働省医政局経済課 後発医薬品使用促進専門官 松野 強 氏 (10/2) 厚生労働省医政局経済課 課長補佐 中島 宣雅 氏 (2)「ジェネリック医薬品の使用促進に向けての JGA の取り組み」(45 分) 日本ジェネリック製薬協会 くすり相談委員会委員 東和薬品(株)営業本部学術部長 中村 博 氏 (3)兵庫県薬剤師会の取組と現状 (45 分) 県薬剤師会より 3 名 2 パネルディスカッション (45 分) パネラー 講演講師・県薬剤師会・県薬務課	

(出所)兵庫県「第70回 兵庫県薬事審議会資料」

(3) 精緻なデータの取得・分析によるきめ細やかな対応

同会では、「処方箋調査報告」を活用することで、ジェネリック医薬品の使用状況に関する精緻なデータを取得している。同会では、データを分析し、そこから浮かび上がる課題への対応策を検討し、様々な取組へとつなげている。

①「処方箋調査報告」の概要

同会が、会員である保険薬局に対して毎年実施している定点調査である。処方せんの受付数やジェネリック医薬品への変更が可能な処方せんの受付件数など、10 月分の数値を回答してもらっている。会員薬局に調査票を郵送し、同封した回答用葉書に数値を記入し返送してもらうといった方法を用いている。100%に近い回収率となっている調査である。同会では、会員薬局に調査の必要性を説明し理解を得ること、集計結果を県会報誌に掲載して薬局にフィードバックすることで高い回収率を実現している。

②収集データと集計イメージ

同会では回収したデータを入力し、次のような集計を行っている。集計結果は支部別に¹³表示されており、支部ごとの特徴がわかるようになっている。

¹³ 支部数は15であるが、神戸支部はさらに9つに細分化されているため、全部で23地域別の集計結果となっている。

処方箋調査報告の集計イメージ（平成 23 年度の場合）

	①	②	③	④	④/②	⑤	⑤/③	⑥	⑦	⑦/⑥
	処方箋 取扱 薬局数	処方箋 受付 総数	歯科 処方箋 受付 総数	後発医薬品変更について				後発医薬品の 調剤数量割合について		
				変更不 可の処 方箋枚 数	変更不 可の処 方箋割 合(%)	変更不 可の歯 科処方 箋枚数	変更不 可の歯 科処方 箋割合 (%)	全医薬 品の規 格単位 数量	後発医 薬品の 規格単 位数量	割合(%)
東灘										
灘										
中央										
・・・										
合計 (23 支部)										

（出所）兵庫県薬剤師会提供資料をもとに作成

③集計・分析結果を用いた効果的な対応

上図の項目で集計を実施して経年変化を辿ることで、問題点を明らかにしている。同会では、以下のように捉えている。

■ 地域別の特徴が表出化し、きめ細かな対応が可能

兵庫県は、都市部もあれば郡部もあるなど地域も多様であり、保険薬局の取組や調剤についても地域別に特徴がみられる。ジェネリック医薬品の調剤数量割合も、平成 23 年 10 月の県平均は 23.2%であるが、最高の地域では 30.3%と既に 30%を超えており、逆に最低地域では 18.1%に過ぎない状況である。

県内一律の対応よりも、地域別の対応が効果的である。今後の調剤報酬改定に備え、20%に満たない地域の薬局に対しては、特に力を入れて普及啓発を進めていくべきと同会では考えている。

■ 経年変化の原因を特定し、対策を練ることが可能

ジェネリック医薬品の数量割合の経年変化を地域単位で観察でき、個別データまで辿ることができるため、発生した変化について、その原因を特定し、対策を練ることが可能である。

4. 今後の課題等

（1）患者・県民への普及啓発活動等

同会では、比較的早い時期からジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組を行っており、効果的な対策を講じることができてきたが、今後、さらにジェネリック医薬品の使用促進を図るためには、患者・県民への啓発活動が必要と考えている。患者がジェネリック医薬品使用を希望すれば、医師もジェネリック医薬品を今よりも処方しやすくなる。また、

薬局で患者にジェネリック医薬品について一から説明をする必要もなくなる。現在、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の医療保険担当役員は年2～3回の会合を行っており、意見交換の機会も多くなっている。患者・県民への啓発活動を進めながら、一方で、医師会からの疑義に薬剤師会が適宜対応していくなど連携を強化し、ジェネリック医薬品についても、医師会、歯科医師会からの意見を十分に尊重しながら使用促進に取り組んでいきたいと同会では考えている。

（２）薬剤師のコミュニケーション力の向上

今後、薬剤師はますますコミュニケーション能力の向上が求められる。患者のニーズをうまく聞き出しながら、患者の状況により適した医薬品を提供するスキルが、今後、ますます重要となってくる。患者への対応力をどのように鍛えていくのか、コミュニケーション能力をいかに身につけていくかが今後のジェネリック医薬品の普及促進の鍵を握っており、薬剤師の職能発揮に向けた基盤となる。同会では、クレーム対応事例集をまとめているが、薬剤師のコミュニケーション能力の向上を図るための研修など、同会でも検討している。

（３）今後の意向

県の現在の状況をみると、「平成24年度に数量ベースでジェネリック医薬品の使用割合30%」という目標は厳しいものであるが、県内には30%を超えている地域もあり、実現不可能な目標というわけでもないと同会では考えている。ただ、その目標については、ベースがジェネリック医薬品がないものも含まれた（分母）数値となっているので、最終的にも100%にはならないというわかりにくいものとなっている。この点については改善が望まれるということであった。同会としては、今後も費用対効果を踏まえた、ジェネリック医薬品使用促進のための方策を検討・実施していきたいとしている。

【医療機関】赤穂市民病院

1. プロフィール

赤穂市民病院（以下、「同院」とする）は、兵庫県の西南端、「忠臣蔵のふるさと」として知られる赤穂市にある病床数 420 床の総合病院である。地域がん診療連携拠点病院、(財)日本医療機能評価機構「一般病院 Ver6.0」更新認定、災害拠点病院、臨床研修指定病院などの指定を受けており、西播磨医療圏の中核病院の役割を担っている。同院では「良い医療を、効率的に、地域住民とともに」を基本理念としている。

同院は、平成 18 年に DPC 対象病院となっており、ジェネリック医薬品の使用促進についても、時を同じくして取組を開始した。

病院の概要

診療科	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 外科 小児科 眼科 耳鼻咽喉科 産婦人科 皮膚科 整形外科 泌尿器科 脳神経外科 放射線科 麻酔科 心臓血管外科 歯科口腔外科 形成外科 精神科 心療内科
許可病床数	420 床（感染症病室：4 床、一般病床：416 床）

2. ジェネリック医薬品の使用状況等

(1) ジェネリック医薬品の使用の基本方針・切替方法

ジェネリック医薬品への切替は、年 2 回の「後発医薬品評価検討委員会」で検討がなされ、その結果をもとに、決定機関である薬事委員会で決議される。

前述のように、同院が DPC 対象病院となったのは平成 18 年であり、その時に第 1 回の「後発医薬品評価検討委員会」が開催された。検討委員会のメンバーは、医師、看護師、薬剤師であり、比較資料等を用いて検討委員会で検討する。1 回の後発医薬品評価検討委員会では、5 品目程度のジェネリック医薬品の採用が検討されるため、年間 10 品目程度が変更されることになる。

内服薬については、地域の薬剤師会とも協議し、情報共有し地域と連携を取りながら選定している。

基本的に、年間の使用量・金額が大きい医薬品を中心に切替対象薬として選定している。特に入院での使用頻度が高い抗菌剤の注射製剤や抗がん剤の注射製剤は、できる限りジェネリック医薬品に切り替えている。

(2) ジェネリック医薬品の採用状況

同院の採用医薬品目数は1,434品目で、このうち院内処方薬についてはジェネリック医薬品の品目数は159品目となっている（平成24年3月現在）。したがって、品目ベースでは、ジェネリック医薬品の割合は約11%で、金額ベースでは約7%となる。

なお、同院の院外処方せんの発行状況は、平成22年度実績では55.9%、平成23年度は59%と若干増加している。

(3) ジェネリック医薬品使用の効果

使用促進の取組効果として、抗菌剤ならびに抗がん剤の注射製剤100品目中31品目についてジェネリック医薬品に切り替えることにより、約1200万円/年のコスト削減ができています。

3. ジェネリック医薬品使用促進のための取組等

(1) ジェネリック医薬品の治療効果ならびに安全性の検証

①薬剤部による検証結果の還元

現場の医師からはジェネリック医薬品を使用した際に「なんとなく効きが悪い」という感触を抱かれてしまうことがある。同院の薬剤部では、現場にジェネリック医薬品を浸透させるためには、医師の手応えや感触を大切にしたいと考えている。ジェネリック医薬品に切り替えて何か違和感があった場合など、医師からは小さな情報も含め薬剤部に伝えてもらうようにしている。薬剤部では、その情報に対して、例えば、ジェネリック医薬品と先発医薬品を比較して、その治療効果を検証するなど、確認を行っている。実際にデータを収集して確認し、その結果を院内に周知することで、現場の医師は安心してジェネリック医薬品を使用することができる。ジェネリック医薬品のマイナスイメージ払拭のために、薬剤部がデータを検証することは、同院では非常に効果的であった。

②具体事例

同院薬剤部では、抗菌剤の注射製剤について先発医薬品に比べてジェネリック医薬品の効果に疑問があるという現場からの指摘を受け、ジェネリック医薬品の治療効果について検証を行った。抗菌剤は薬価が高く使用量も多いことから、経済効果の大きな薬剤といえる。そこで、薬剤部では先発医薬品とジェネリック医薬品との違いを調べることにした。入院患者において、発熱などの症状やCRP、WBCなど検査値の点で比較を行った結果、先発医薬品と差がないことが明らかとなった。

造影剤も、ジェネリック医薬品に切り替える際には、同院内での検証を行った。造影剤は薬価差が存在するので、入院患者のみを対象にジェネリック医薬品に変更している。その時も、現場の医師からは「副作用があつて困る」という意見があつた。そこで、放射線科技師と一緒に検証を行った。その結果、先発医薬品でも同じ頻度で副作用が出ており、むしろジェネリック医薬品の方が少ないという結果が出た。

(2) ジェネリック医薬品への切替時の留意点

同院におけるジェネリック医薬品への切替時には、医師が医薬品の名称で混乱することがないよう、オーダーリングシステムでは、先発医薬品名もしくは一般名を入力すればジェネリック医薬品名が出てくるようなシステム対応をしている。また、注射製剤においては、電子カルテでのオーダー時に、ジェネリック医薬品の名称の後ろに、括弧書きで先発医薬品の名称が表示されるようになっている。

このようなオーダーリングシステムを採用する病院は多いが、同院ではその弊害も認識している。先発医薬品名と一般名からジェネリック医薬品が検索できるシステムは、意図していないジェネリック医薬品が検索される場合がある。例えば、3文字検索では、全く異なるジェネリック医薬品が検索されてしまう。

4. ジェネリック医薬品使用促進に関する課題について

(1) 先発医薬品の公知申請の問題

ジェネリック医薬品の採用に関する課題として、先発医薬品の公知申請がなされる場合に、対応するジェネリック医薬品の切替ができないという問題がある。公知申請が受理された先発医薬品については、対応するジェネリック医薬品も同様に扱われることが望ましい。

(2) 患者の意識・理解に関する問題について

ジェネリック医薬品に対する患者の理解がまだ浸透しておらず、患者には、説明しても納得してもらえない場合が多い。

慢性疾患に用いる医薬品については、途中でジェネリック医薬品に変更すると不調を訴えるケースが少なくない。

患者が「効かない」といえばそれまでであり、医師も患者の反応を第一に考える。現在、ジェネリック医薬品が効かないと思っている医師はそれほど多くなく、むしろ、患者から「薬を変えてから効かなくなった」というクレームが来ることを懸念している場合が多い

と思われる。患者が安心してジェネリック医薬品を使えるように、ジェネリック医薬品のイメージをもっとよくしていくことが必要である。

(3) 医薬品の名称・種類について

大きな問題として、先発医薬品名とジェネリック医薬品名が一对一の関係になっていないことが挙げられる。医師側は先発医薬品名を用いて、薬局側はジェネリック医薬品名を用いているが、その医薬品名は複数ある状況であり、医療スタッフと患者との間、病院と薬局との間での共通言語が無くなっていることは、非常に大きな問題である。

また、ジェネリック医薬品の種類が多すぎて、混乱を招いていることも課題として挙げられている。ある先発医薬品に対して、対応するジェネリック医薬品が30種類にのぼるような場合もあり、名称を間違えるようなリスクも大きくなる。これらは病院のリスクマネジメント上も大きな課題となっている。

【保険薬局】つばめ薬局

1. プロフィール

兵庫県西宮市にある、つばめ薬局（以下、「同薬局」とする）は、平成17年に開設された保険薬局である。

同薬局では、一医薬品一品目を原則として、在庫の適正管理に腐心しながら、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいる。

2. ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組

（1）ジェネリック医薬品の使用実態

同薬局がジェネリック医薬品に積極的に取り組み始めたのは平成19年5月である。ジェネリック医薬品の使用状況は、平成19年5月時点では、処方せんベースで20.1%、数量ベースで12.1%であったが、平成22年8月には、処方せんベースで54.7%、数量ベースで27.3%にまで上昇している。

同薬局におけるジェネリック医薬品使用割合

	処方せんベース	数量ベース
平成19年5月	20.1%	12.1%
平成22年8月	54.7%	27.3%

（出所）つばめ薬局資料

同薬局での備蓄医薬品の品目数は1,100品目程度あるが、このうち、ジェネリック医薬品が3割弱を占めている。現在、同薬局での新規患者のうち70%以上がジェネリック医薬品を希望するという状況である。

平成24年度までに数量シェアを30%以上にするという国の目標を受けて、同薬局としては、平成23年度までに30%、平成24年度までに35%の数量シェアを目指す努力をしている。

（2）ジェネリック医薬品の使用促進に向けた具体的な取組

①取組のきっかけ

同薬局では、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（療担規則）の中で、薬剤師が患者にジェネリック医薬品に関する説明を適切に行わなければならなくなったこと、調剤報酬改定によって、ジェネリック医薬品使用促進のインセンティブが加わり、薬局経営にも大

きな影響を与えるようになったことを受けて、ジェネリック医薬品使用に向けた取組を実施した。

②患者負担軽減を目的にジェネリック医薬品への切替を開始

ジェネリック医薬品の使用促進に取り組み始めた当時（平成 19 年）、同薬局でのジェネリック医薬品の選定基準は、「患者の費用負担軽減効果が高いもの」であった。同薬局で在庫金額の高いものから約 10 品目を選定し、ジェネリック医薬品に切り替えた。しかし、患者からは、「剤形は先発医薬品と同じだが、色が違うので違う薬と勘違いしやすい」、「ジェネリック医薬品の大きさが大きく飲みにくい」などといった苦情が多く発生した。中には、このような苦情を受けて先発医薬品に戻した例もあった。患者の費用負担軽減だけを目的にして、ジェネリック医薬品を選定するのは問題があるという経験をした。

③ジェネリック医薬品の選定基準の変更

同薬局では、ジェネリック医薬品への切替による苦情の発生を重く受け止め、卸業者に相談し、ジェネリック医薬品の選定基準を見直すこととした。その基準とは、以下の 5 点である。

- ・ 使用頻度が高いこと
- ・ 経済的効果（患者の費用負担軽減効果）があること
- ・ 錠剤・カプセル・PTP 包装が先発医薬品と似ていること
- ・ 品質評価（溶出試験・生物学的同等性試験等）がしっかりなされていること
- ・ 製薬企業の情報提供体制・安定供給体制が整っていること

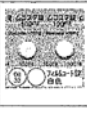
この選定基準を用いてジェネリック医薬品の採用を進めたところ、患者からの苦情は大幅に減少した。ジェネリック医薬品への変更をスムーズに進めるためには、患者に不安感や抵抗感を与えないジェネリック医薬品を選定することが重要であることがわかった。

④薬剤情報での情報提供

同薬局では、写真付きの薬剤情報を患者に配布している。この薬剤情報をもとにジェネリック医薬品については先発医薬品との違いを必ず説明するようにしている。また、先発医薬品については、ジェネリック医薬品が存在するものは、「この薬には後発医薬品があります。お薬代の負担が少しでも安くなる後発品をご希望の方は遠慮なく薬剤師までお申し出ください」と記載し、患者に周知している。

写真付き薬剤情報での注意事項掲載

—のお薬の説明書です。(3種類)
●服用または使用する前に必ずお読み下さい。 ページ: 1/1

No	色・形・記号	名前・効能・効果	用法・用量	注意事項
1		アリセプト®錠 5mg 脳の働きを活発にする薬	錠 1 全28錠 1日1回上記量 朝食後 28日分	- 飲み合わせに注意が必要な薬があります。他の医療機関で診察を受けたり、薬局で薬を購入する際には、この文章を見せて下さい。水なしで服用できますが、錠のままでは、水なしで服用しないで下さい。 - 発汗・かゆみ等の過敏症状、手足のこわばりや発汗・発熱等の気になる症状が現れた時は服用を中止し、医師か薬剤師に相談して下さい。
2		アムロジウム®錠 5mg 血圧を下げる薬です 心臓の働きを助ける薬	錠 1 全28錠 1日1回上記量 夕食後 28日分	- 飲み合わせに注意が必要な薬があります。他の医療機関で診察を受けたり、薬局で薬を購入する際には、この文章を見せて下さい。 - 発汗・かゆみ、日光皮膚炎等の過敏症状や、気になる症状が現れた時は服用を中止し、医師か薬剤師に相談して下さい。 - 降圧作用によるめまい等が現れることがありますので、車の運転や危険を伴う作業には十分注意して下さい。 - この薬には低血圧薬があります。お薬代の負担が少しでも少くなる後払い品をご希望の方は遠慮なく薬剤師までお申し出ください。
3		ムコスタ®錠 100mg 胃の粘膜を保護する薬です 胃腸の症状を改善する薬	錠 1 全84錠 1日3回上記量 毎食後 28日分	- 発汗・かゆみ等の過敏症状や、気になる症状が現れた時は服用を中止し、医師か薬剤師に相談して下さい。 - この薬には後払い薬があります。お薬代の負担が少しでも少くなる後払い品をご希望の方は遠慮なく薬剤師までお申し出ください。

(出所) つばめ薬局資料

⑤在庫軽減のための工夫

同薬局では、在庫負担を軽減するために、一医薬品一品目の採用を原則としている。つまり、ジェネリック医薬品を複数銘柄を持たないようにしている。以前は、同薬局で扱う処方せんの中にはジェネリック医薬品の銘柄指定のものもあったが、現在はほとんどないという。このような問題については、兵庫県では三師会の連絡会などで関係者が協議し適切な対応がなされているということであった。

⑥薬剤服用歴作成のためのアンケート

同薬局では、ジェネリック医薬品使用促進に際して、新規患者に記載してもらう「薬剤服用歴作成のためのアンケート」を活用している。アンケートの中段に「ジェネリック医薬品への変更を希望されますか」という質問欄を設け、患者の希望を把握している。多くの患者が「はい」に丸をつけている。

薬剤服用歴作成のためのアンケート

薬剤服用歴作成のためのアンケート

ふりがな	
お名前	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
ご住所 〒	
電話番号	
お薬手帳はお持ちですか? はい () いいえ ()	
ジェネリック医薬品への変更を希望されますか? はい () いいえ ()	
女性の方にお聞きします。	
現在、妊娠または授乳中ですか?	
* はい ()	妊娠 月 授乳中
* いいえ ()	
ご回答いただいた内容は調剤・服薬指導等保険薬局業務以外の目的には一切使用しません。	
ありがとうございました	
(以下、薬剤師記入欄)	
*アレルギー	*お酒
*副作用	*たばこ
*他科受診	*運転
*併用薬剤	

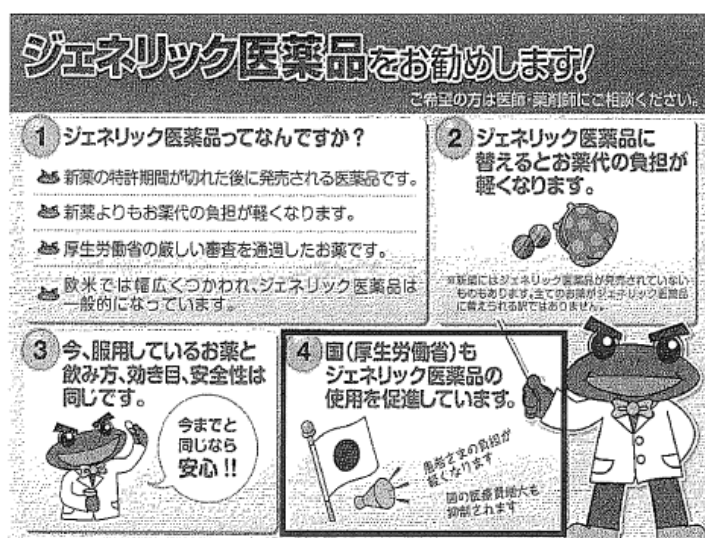
(出所) つばめ薬局資料

3. 今後の課題等

(1) 公費負担患者への啓発活動

公費負担患者の場合、患者にとっての経済的メリットを説明してジェネリック医薬品への変更を推奨することは一般的に困難である。そこで、同薬局では、国の医療費増大の側面から患者に説明するようにしている。また、同薬局では、公費負担患者にも明細書を発行し、必ず手渡しするようにしている。中には、ジェネリック医薬品を使用する意義を理解し、ジェネリック医薬品へ変更する患者もいるとのことであった。しかし、こうした薬局単位での取組には限界があることから、県や国は、公費負担患者を含め広く県民・国民に対して、医療財政の現状やジェネリック医薬品を使用することの意義などを周知してほしいと同薬局では望んでいる。

同薬局で活用しているジェネリック医薬品使用促進チラシ



(出所) つばめ薬局資料

(2) 薬剤師の職業能力の向上

同薬局の調べでは、既に7割の患者がジェネリック医薬品を希望している。今後、ジェネリック医薬品使用をより一層進めていくためには、今までジェネリック医薬品を使用していない患者にジェネリック医薬品を使用してもらうことが必要となる。このような患者は、ジェネリック医薬品に対して良いイメージを持っていない患者や自己負担の少ない患者が多い。こうした患者にもジェネリック医薬品を使用してもらうためには、患者のニーズ・不安を把握し、それに応えていく知識・説明能力が求められる。ジェネリック医薬品に関連する知識をはじめ、ジェネリック医薬品使用促進における薬剤師の役割についての認識、それに取り組もうとする姿勢、患者への説明能力など、薬剤師として求められる能力は多岐にわたっており、これらの能力向上は今後の課題といえる。

(3) 国への要望等

ジェネリック医薬品メーカーの不祥事が発生したが、このような不祥事でジェネリック医薬品に関するイメージが悪くなり、患者や医療関係者の不信感が強まる可能性がある。こうしたジェネリック医薬品使用促進上の障害となるような事象が起きないよう、ジェネリック医薬品メーカーに対する審査・監督をしっかりしてほしいと考えている。

また、先発医薬品の適応追加は、ジェネリック医薬品使用促進上の障害となっているので、このような問題の早期解決を望むとの意見があった。